

III 主要事項

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大や放課後児童クラブの充実を図るとともに、地域の子育て支援、社会的養護等の充実、ひとり親家庭支援、母子保健医療対策等を推進し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 待機児童の解消などに向けた取組み 4,961億円(4,612億円)

(1)待機児童解消策の推進など保育の充実 4,611億円(4,304億円)

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人増)を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人→1.3万人)、延長保育(58.0万人→60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人→11万人、夜間:224か所→252か所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→延べ171.8万人)などの充実を図る。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○待機児童解消のための保育士の確保 438億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。(安心こども基金)

○保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

認定こども園等における保育の充実、地域子育て支援拠点事業について子育て家庭への情報集約・提供などの「利用者支援」を行うなどの機能強化、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。(安心こども基金)

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

(2)放課後児童対策の充実 316億円(308億円)

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、か所数の増(26,310か所→27,029か所)を図る。

(3) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援(復興) 34億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童虐待・DV 対策、社会的養護の充実 989億円(963億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実 968億円(942億円)

① 児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを行う。

さらに、これまで安心こども基金において行ってきた児童の安全確認等のための体制強化事業などを、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

② 家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成(月額10万円)や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○ 児童養護施設等の家庭的養護への転換 4.1億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

③ 被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行う。

また、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算の充実を図るとともに、これまで安心こども基金において行ってきた職員の資質向上のための研修事業を、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

現在、児童養護施設などに入所している高校生に支給している自立に役立つ資格取得に必要な経費を、中卒・高校中退などの児童にも支給する。また、これまで安心こども基金において行ってきた退所者等の就業支援事業を、平成 25 年度から当初予算に計上して実施する。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止(一部再掲)

57億円(43億円)

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組みを推進する。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,945億円(1,880億円)

(1)ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進

98億円(37億円)

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。

高等技能訓練促進費等事業については、これまで補正予算を活用した暫定的な措置であったものを平成 25 年度から当初予算に計上することにより、安定的な事業実施を図る。

(2)自立を促進するための経済的支援

1,823億円(1,819億円)

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。

また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3)女性の就業希望の実現(再掲・28ページ参照)

24億円(23億円)

4 母子保健医療対策の推進

259億円(271億円)

(1) 妊婦健康診査の公費助成

妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により基金事業の延長を重ねてきたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行する。

また、離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援についても、地方財政措置が講じられる。

(2) 不妊治療などへの支援

92億円(105億円)

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

(3) 小児の慢性疾患などへの支援

165億円(164億円)

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する(小児慢性特定疾患治療研究事業)。なお、難病対策の法制化等の取組みと併せ、取組みを進める。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

5 児童手当制度

1兆4,311億円(1兆4,585億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・28ページ参照)

73億円(92億円)

第2 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策の推進

できる限り多くの人が働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若者の安定雇用の確保、女性の活躍促進、障害者・高齢者の就労促進、成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進、就職困難者などすべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築、震災復興のための雇用対策の推進を図る。

1 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現

1,018億円(1,001億円)

(1) 若者の安定雇用の確保

355億円(296億円)

① 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進(一部復興) 105億円(112億円)

大学などの未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図るとともに、中小企業団体・ハローワーク・大学等間の連携強化・情報共有化などにより、関係省庁一体となって新卒者・既卒者に対する就職支援を促進する。

なお、被災地域の安定雇用の確保を図るため、ジョブサポーターを活用し、被災新卒者などの就職支援を促進する。

② 若者と中小企業とのマッチングの強化【新規】

2.7億円

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の周知や面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。

③ キャリア教育の推進

25百万円(14百万円)

教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、中学、高校、大学などの段階ごとに、キャリア教育を効果的に指導できる専門人材を養成する。

④ キャリア・コンサルティングの活用促進

1.4億円(1.3億円)

キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るため、キャリア・コンサルタントの指導者養成などを行うとともに、キャリア・コンサルタントについての情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を推進する。

⑤フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの就職支援の強化(一部後述・32、35ページ参照) 138億円(65億円)

わかものハローワークなどで、若者雇用支援の専門員による個別指導、トライアル雇用やジョブ・カードを活用した有期実習型訓練により、フリーターなどの就職支援、キャリア・アップを促進する。

また、非正規雇用で働く労働者のキャリア・アップ(正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など)に取り組む企業に対して、ハローワークを中心に、総合的な支援を行う。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○若年者への人材育成の推進 600億円

(緊急人材育成・就職支援基金に若者育成支援事業(仮称)を追加)

非正規の若年者に対して実習等を通じた実践的な職業訓練を実施し、正規雇用化した事業主に対する奨励金を創設する。

また、「地域若者サポートステーション」について、設置拠点の拡充、学校との連携の強化、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に行うことなどにより、ニート等の若者の就労を強力に支援する。

⑥ジョブ・カード制度の推進【一部新規】 95億円(105億円)

公共職業訓練や求職者支援訓練でのジョブ・カードの活用促進や、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、学生用ジョブ・カードを活用している好事例の収集・普及などにより、ジョブ・カードを取得した訓練受講者などの円滑な就職を促進する。

(2)女性の活躍促進 176億円(149億円)

①企業のポジティブ・アクションの取組促進【一部新規】 6.1億円(5.7億円)

ポジティブ・アクション(女性の活躍促進)を支援するため、企業に対する直接的な働きかけを強力に推進する。

また、専用ポータルサイト等での開示を促進するとともに、企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるための事業や、メンター(※1)やロールモデル(※2)の確保・育成が困難な企業がネットワークをつくり、女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづくりを支援する。

※1 メンター：後輩からの仕事・キャリア等の相談相手となりつつ助言、指導、支援をし人材育成する人物

※2 ロールモデル：職業人として模範、手本となる、又は目指したい人物

②女性の就業希望の実現 **24億円(23億円)**

子育て中の女性などがその能力を發揮できる職場の確保に向け、マザーズハローワーク事業の実施拠点の拡充など一層の強化を図り、一人ひとりの希望や状況に応じた就職の実現を支援する。

③仕事と育児の両立支援策の推進【一部新規】 **73億円(92億円)**

仕事と育児の両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及などを行う。また、両立支援に取り組む事業主への助成について、新たに期間雇用者の継続就業を進める事業主を支援する。

さらに、イクメンプロジェクトの実施などにより、男性の育児休業の取得を促進する。

④仕事と介護の両立支援策の推進【新規】 **30百万円**

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成、シンポジウムの開催などを行う。

⑤パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】(再掲・35ページ参照) **15億円(25億円)**

⑥改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施)(再掲・36ページ参照) **3.6億円(3.4億円)**

⑦有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】(再掲・35ページ参照) **54億円**

(3)高齢者の就労促進など(「生涯現役社会」の実現) **319億円(337億円)**

①年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進【新規】 **101億円**

年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施する。

②高齢者などの再就職の援助・促進【一部新規】 **36億円(22億円)**

高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。

③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大 125億円(124億円)
シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

④高齢者の有償ボランティア活動への支援など【一部新規】(再掲・61ページ参照)
32億円(32億円)

(4)障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)
219億円(219億円)

①障害者権利条約の批准などに向けた障害者雇用促進制度の見直し【一部新規】
27百万円(11百万円)

障害者権利条約の批准などに対応するため、労働政策審議会の議論を受けて、労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場での合理的配慮の提供を確保するための措置など、障害者雇用促進制度の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

②中小企業への支援の強化や、地域の就労支援の更なる強化【一部新規】
87億円(82億円)

職場実習の促進を図るための事業の実施などによる中小企業への支援や、平成25年4月からの法定雇用率引き上げに対応するための雇用率達成指導の強化を行う。

また、雇用と福祉の連携のための「障害者就業・生活支援センター」の拡充・機能強化を図る。

③障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化【一部新規】
36億円(30億円)

ハローワークでの精神障害者、発達障害者、難病患者に対する就職支援体制の充実を図る。

また、医療機関での精神障害者の就労支援の取組み・連携を促進するためのモデル事業を実施する。

④障害者の職業能力開発支援の充実【一部新規】 51億円(55億円)

委託訓練について、委託先開拓のための委託費単価の見直しや、担当者制で一貫して支援を行う職業訓練コーチへ支援体制を集約するなど充実を図る。

また、障害者に対する指導技法の開発・実務演習などを行うとともに、都道府県が中心となって、地域の関係機関との連携・協力体制を構築することにより、障害者職業訓練の強化を図る。

(5) 治療と職業生活の両立支援の推進 **2.6億円**

① 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援【新規】 **13百万円**

疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を図るため、企業や医療機関向けの就労継続支援の手引の作成、企業からの相談体制の整備などの取組みを行う。

② 長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた求職者に対する就職支援【新規】 **27百万円**

ハローワークと医療機関などとの連携体制の構築に向け、ハローワークに専門の就職支援ナビゲーターをモデル的に配置するなど、長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた求職者の就職支援を行う。

③ がん患者などの治療と職業生活の両立【新規】再掲・64ページ参照) **2.2億円**

2 成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進

2,071億円(2,825億円)

(1) 成長分野などでの雇用創出の推進 **120億円(54億円)**

① 都道府県による産業政策と一体となった雇用創造の支援の抜本的な強化(「戦略産業雇用創造プロジェクト」の創設)【新規】 **41億円**

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する。

② 成長分野での積極的な雇用創出・人材育成・就職支援【新規】 **3.1億円**

日本の「雇用をつくる」人材(グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業や新事業展開を支える人材など)を確保・育成していくため、人材像の明確化や、確保・育成の手法について開発を行う。

また、主要ハローワークで、成長分野への事業展開などを行う企業に対する人材確保や人材育成の支援、求人・求職のマッチングなどを強化する。

③ 成長分野などの中小企業による魅力的な職場づくりの取組みの支援【新規】 **45億円**

働きやすく、働きがいのある魅力的な職場づくりを進めるため、先駆的な事例を集めたケースブックの作成・普及、新たな助成金の創設など、雇用管理の改善に取り組む中小企業への総合的かつきめ細かな支援を行う。

④介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化(一部後述・38ページ参照)

30億円(54億円)

人材不足が深刻化する介護・医療・保育職種の人材確保に向け、主要ハローワークにある「福祉人材コーナー」の運営体制の拡充を図るなど、福祉分野の職種を希望する方々に対する支援を強化する。

また、介護・医療現場での勤務環境の改善に向けた取組みを推進する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○地域の雇用創出

1,000億円

(緊急雇用創出事業基金に起業支援型地域雇用創造事業(仮称)を追加)

地域の産業・雇用振興策に沿った起業支援等を行うことにより、地域の雇用の受け皿を確保するため、地域に根ざした産業における安定的な雇用創出に資する事業を民間企業等へ委託し、失業者を雇い入れる事業を創設する。

(2)成長分野などでの人材育成の推進

1,759億円(2,589億円)

①成長分野・ものづくり分野での離職者訓練や在職者訓練の推進(一部復興)

1,717億円(2,582億円)

離職者に対して、民間教育機関などを活用し、被災地の求職者への対応も含め、介護、情報通信、環境・エネルギー分野などの成長分野の実践的な公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者に対する就職支援体制を整備し、きめ細かな就職支援を行う。また、地域や産業ニーズに基づき、ものづくり分野の公共職業訓練を実施する。

さらに、在職者に対して、業界団体などと連携し、成長分野へ展開を図る企業の人材育成に資する訓練カリキュラムを開発し、これを基に在職者訓練を実施する。

②長期の訓練コースの開発・設定【新規】

8.7億円

公共職業訓練で、関係省庁と連携し、成長分野などでの中核人材育成などを可能とする長期の訓練コースの開発や積極的な設定を進める。

③ものづくり立国の推進【一部新規】

41億円(6.2億円)

企業OBなどの優れた技能者(ものづくりマイスター(仮称))が実技指導などを行う「若年技能者人材育成支援等事業(仮称)」により、技能競技大会参加者の拡大や若年技能者のスキルアップ、効果的な技能の継承などへの支援を行う。

また、熟練技能者の技能について、文書や映像などで保存するとともに、優れた技能を紹介するイベントやものづくり体験教室の開催、卓越した技能者への表彰を行う。

④新事業展開地域人材育成支援事業の推進 **1億円(1億円)**

地場産業が集積する地域の業界団体など（事業協同組合など）が教育訓練機関と連携し、これまで培ってきた技能・技術を活かし新たな事業展開を図る企業に対し、必要となる技能を付与するための教育訓練カリキュラムの開発や教育訓練の実施などの人材育成支援を行う。

(3)職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進 **193億円(182億円)**

①労働者・企業に対する職業能力開発への支援【一部新規】 **113億円(95億円)**

ア 政策課題に沿った人材育成への支援(一部前述・27ページ参照、一部後述・35ページ参照) **105億円(91億円)**

事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合に必要な経費などの助成を行うキャリア形成促進助成金を、政策課題（若年者、グローバル人材、成長分野やものづくり分野の人材育成など）に沿った訓練に重点助成する。

また、非正規雇用で働く労働者のキャリア・アップを促進するため、事業主による人材育成を支援する。

イ 中小企業などでのキャリア形成支援【一部新規】 **8.1億円(4.1億円)**

キャリア・コンサルタントの派遣などにより、非正規雇用や中小企業の若年労働者がキャリア・コンサルティングを受けられるようにするとともに、計画的な人材育成のための助言など中小企業への総合的な支援を強化する。

また、ワーキングホリデーなどの海外経験を希望する若者に対して、キャリア・コンサルティングなどによりキャリア形成を支援する。

②キャリア・コンサルティングの活用促進(再掲・26ページ参照) **1.4億円(1.3億円)**

③ジョブ・カード制度の推進(再掲・27ページ参照) **95億円(105億円)**

④職業能力評価基準の整備・活用促進 **1.8億円(2.5億円)**

職種ごとに必要な能力要件を明確化した職業能力評価基準の策定・改訂を推進し、業界ごとの実情に基づいて人材育成・評価のためのツール（キャリアマップ、職業能力評価シート）の開発・導入を進めながら、社内検定や業界検定につなげるなど、職業能力評価基準の一層の活用を図る。

⑤技能検定制度の整備 **10億円(14億円)**

産業技術の高度化などに対応した検定基準・課題の見直し、社会的ニーズに基づいた検定職種の作業などの見直しとともに、国や都道府県、職業能力開発協会、関係団体との連携強化や民間機関の活力の活用促進により、技能検定制度の整備を進める。

3 重層的なセーフティネットの構築 3,463億円(4,336億円)

(1)生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)」の創設)【新規】 72億円

「生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)」を創設し、生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進する。

(2)公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援(一部復興)(再掲・31ページ参照) 1,717億円(2,582億円)

被災地の求職者への対応も含め、就職のために能力の向上が必要な者に対し、公共職業訓練や求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を実施する。

労働局と都道府県などとの連携や訓練機関への巡回指導の強化を図るとともに、ハローワークの就職支援体制を整備し、きめ細かな就職支援を行う。

※ 雇用保険制度の失業等給付費として、1兆7,514億円(1兆7,790億円)を計上。

4 震災復興のための雇用対策 484億円(866億円)

福島避難者帰還等就職支援事業【新規】 7.3億円

自治体や経済団体から構成される協議会に対し、就職活動支援セミナーなど避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。

また、福島県の市町村に対し、市町村の実情に応じて、助成金など雇用創出の支援ツールの活用方法の提案や、手続・運営などに関するアドバイスを行う。

さらに、福島県内外の避難者の就職支援体制を充実する。

(参考)【平成 24 年度補正予算案】

○被災者の一時的な雇用の確保 500億円

(緊急雇用創出事業基金の震災等緊急雇用対応事業の積み増し・延長)

被災者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、震災等緊急雇用対応事業について、緊急雇用創出事業基金を積み増し、事業の実施期限を一年延長する。

○被災地での安定的な雇用の創出 制度要求

(緊急雇用創出事業基金の事業復興型雇用創出事業の延長)

被災地での安定的な雇いを創出するため、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行う事業復興型雇用創出事業について、実施期限を一年延長する。

第3 安心して働くことのできる環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールの整備、人材育成、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働者が生涯を通じて安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進する。

1 非正規雇用労働者の雇用の安定及び人材の育成・処遇の改善 316億円(283億円)

(1) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】

54億円

非正規雇用問題に係るビジョン（平成24年3月）や「非正規雇用労働者の能力開発抜本強化に関する検討会」報告書（同年12月）などに基づき、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。

具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを活用するとともに、事業主のこれらの取組みを促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる事業主支援体制を強化する。

併せて、非正規雇用の問題についての国民的議論を喚起する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○成長分野における雇用創出

制度要求

(緊急人材育成・就職支援基金の日本再生人材育成支援事業の延長)

成長が期待される分野の事業主が、有期契約労働者などに訓練を行った場合等に助成する日本再生人材育成支援事業の実施期限を一年延長する。

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】

15億円(25億円)

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、パートタイム労働者の活躍を推進する雇用管理改善の取組みの普及促進を図る。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

※ 均衡待遇・正社員化推進奨励金（パートタイム労働者の正社員転換等を推進）については、他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合し、平成 25 年度からは有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト（仮称）における包括的な助成措置として実施する。（(1)で予算計上）

(3)改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施) 3.6億円(3.4億円)

平成 24 年 8 月に成立した改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。

また、有期契約労働者を雇用する事業主に対し、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、必要な指導などを行う。

(4)今後の労働者派遣制度の在り方についての検討 69百万円(81百万円)

平成 24 年 3 月に成立した改正労働者派遣法や附帯決議などに基づき、期間制限・専門 26 業務の在り方や、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方などについて検討する。

(5)職業能力評価基準の整備・活用促進(再掲・32ページ参照) 1.8億円(2.5億円)

(6)最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底(再掲・39ページ参照) 32億円(41億円)

(7)フリーターなどのキャリア形成、正社員転換などの就職支援の強化(再掲・27ページ参照) 138億円(65億円)

(8)ジョブ・カード制度の推進(再掲・27ページ参照) 95億円(105億円)

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

87億円(109億円)

(1)過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し 9.7億円(12億円)

年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発・普及や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した長時間労働の抑制への対応など、労使の自主的な取組みへの支援を行う。

また、長時間労働の実態などに関する調査を実施し、必要な検討を行う。

(2) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組みの推進

75百万円(52百万円)

医療従事者の勤務環境を改善するため、医療労働に関する専門的な相談体制を拡充するとともに、医療関係団体などと連携して各都道府県で企画委員会、研修会を開催するなど、地域の取組体制を強化する。

(3) バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制【一部新規】

1. 2億円(97百万円)

運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令などの講習を行う。また、国土交通省と都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善などに関する情報・意見交換を行う。

さらに、業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令などの周知などを行う。

(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進、良好な在宅就業環境の確保など

67百万円(72百万円)

「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労務管理などに関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。

また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者や、仲介機関などの発注者を対象とした支援事業を実施する。

(5) 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・28ページ参照) 73億円(92億円)

(6) 仕事と介護の両立支援策の推進【新規】(再掲・28ページ参照) 30百万円

(7) 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援【新規】(再掲・30ページ参照)

13百万円

(8) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部前述・35ページ参照)

97百万円(3億円)

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

77億円(77億円)

(1) 業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進【一部新規】(一部前述・31ページ参照) 4億円(1.1億円)

労働災害の発生件数が多く、安全に対する意識の低い傾向にある第三次産業（小売業、社会福祉施設など）について、事業者に対するコンサルティングを実施し、安全に対する動機付け・意識高揚を図りつつ労働災害防止のための取組みを推進する。

また、陸上貨物運送事業の荷役作業現場での墜落・転落防止のためのガイドラインの策定、指導や建設業の手すり先行工法や個人用保護具の普及により、墜落・転落災害の防止を図る。

(2) 復興工事に従事する労働者の安全確保(再掲・40ページ参照)【一部新規】 2.5億円(3億円)

(3) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策(再掲・40ページ参照) 4.8億円(6億円)

(4) 原発事故からの復旧・復興事業者の適正な放射線管理実施の指導(再掲・40ページ参照)【新規】 1.4億円

(5) 石綿ばく露防止対策の推進【一部新規】 14億円(15億円)

建築物などの解体作業での石綿ばく露防止対策や、石綿含有製品の輸入などの禁止を引き続き徹底する。

(6) 職場での化学物質対策の強化【一部新規】 9.9億円(8.9億円)

職場で利用されている化学物質について、平成24年7月に策定された「既存化学物質評価10ヵ年計画」に基づき、発がん性に重点を置いた有害性評価を10年間で集中的に実施する。

(7) 職場でのメンタルヘルス対策の推進 31億円(36億円)

メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対する適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策の取組み方が分からない事業者などへの支援を行う。

また、事業場でのメンタルヘルス不調者の職場復帰支援について、モデルプログラムの策定などにより充実を図る。

(8) 職場での受動喫煙防止対策の推進

9.1億円(7.4億円)

職場での受動喫煙防止対策を推進するため、中小企業事業主に対する喫煙室設置への財政的支援を拡充する。

また、受動喫煙の有害性や対策の必要性についての周知、啓発を行う。

4 良質な労働環境の確保

66億円(74億円)

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底

32億円(41億円)

最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を実施する。また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

16億円(15億円)

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーの体制の強化を図る。

(3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】

90百万円(72百万円)

平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などに基づき、この問題の予防・解決に向けて国民や労使に周知・広報を実施する。

また、労使がこの問題への取組みを進める際に活用できる参考資料を作成するとともに、具体的な取組みを促していくためのセミナーを開催する。

(4) 働く人のためのルールに関する教育の実施

26百万円(23百万円)

個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者や事業者などに対し、労働契約法などの労働関係法令の教育、情報提供などを実施する。

(5) 義肢等補装具費支給制度の拡充【一部新規】

86百万円(52百万円)

新たに筋電電動義手の費用を支給するなど、義肢等補装具費支給制度の拡充を図る。

(6) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上

17億円(17億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進などにより、労働保険料の収納率の向上を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,907億円(8,957億円)を計上。

5 震災復興のための労働安全衛生対策

8.8億円(9億円)

(1) 復興工事に従事する労働者の安全確保【一部新規】

2.5億円(3億円)

被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて、職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

(2) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策

4.8億円(6億円)

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置などについて立入調査などによる適切な指導を行う。

また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた緊急作業従事者に対し、がん検診などを実施する。

(3) 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導【新規】

1.4億円

事業主が原発事故からの復旧・復興従事者の放射線管理を適正に行えるよう、中小零細企業の団体に指導を行う。

第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

国民の信頼に応えた生活保護の適正実施と生活困窮者の自立・就労支援、自殺・うつ病対策、災害救助法による災害救助などにより暮らしの安心を確保する。

1 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

2兆8,376億円(2兆7,964億円)

(1) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

2兆8,224億円(2兆7,924億円)

①生活扶助基準等の見直し

生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる(国費への影響額は3年間で約670億円程度)。また、期末一時扶助の見直しを行う(国費への影響額は70億円程度)。

②生活保護制度の見直し等

生活扶助基準等の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

※ 生活保護制度の見直し等に併せ、地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増やし、福祉事務所の体制強化に取り組む。

- ・ ケースワーカー(平成25年度)
都道府県(町村部人口20万人の場合) 22人(対前年度+3人)
市(人口10万人の場合) 15人(対前年度+2人)
- ・ 嘱託医手当等(平成25年度)
都道府県(町村部人口20万人の場合) 7,071千円(対前年度+3,092千円)
市(人口10万人の場合) 2,117千円(対前年度+927千円)

(2)生活保護の適正化対策等の推進【一部新規】 **50億円(40億円)**

子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

また、生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進する。

(3)生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)の創設)【新規】(再掲・33ページ参照)

72億円

(4)生活困窮者に対する新たな支援体制の構築【新規】 **30億円**

生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

(「地域若者サポートステーション」事業の拡充)(再掲) **60億円**

ニート等の若者の就労を支援して、将来生活保護に陥ることを防止し、社会の支え手とするため、「地域若者サポートステーション」について、設置拠点の拡充、学校との連携による在学学生支援や、学校などと中退者情報を共有しての中退者支援の強化、さらに、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に行うことなどにより、ニート等の若者の就労を強力的に支援する。

2 「社会的包容力」の構築

10億円

(1)安心生活基盤構築事業の実施【新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

従来の地域福祉関連事業を集約化して組み替え、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、住民参加による地域づくりや基本的な生活支援、権利擁護の推進や社会との繋がりを持つ機会を創出するための居場所づくりなどの事業を総合的に実施する。

(2)寄り添い型相談支援事業の実施【新規】 **10億円**

生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適

切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

(3) ひきこもり対策推進事業の拡充【一部新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

ひきこもり対策をより一層推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、新たに「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

3 自殺・うつ病対策の推進

62億円(51億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(再掲・76ページ参照) 6.8億円(7.9億円)

(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・77ページ参照) 1億円(98百万円)

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

2.8億円(3.3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組みを行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部前述・38ページ参照)

31億円(37億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や、地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対する適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策の取組み方が分からない事業者などへの支援を行う。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・77ページ参照) 79百万円(1.1億円)

(6) 被災地心のケア支援体制の整備(復興)(再掲・77ページ参照) 18億円

4 災害救助法による災害救助 529億円(494億円)

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など 351億円(382億円)

(1) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続(支給事務費) 97百万円

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉^{いしや}を行うこととし、継続して支給する。

(2) 戦没者慰霊事業などの推進 21億円(22億円)

戦後70周年にあたる平成27年度に向けて、未だ特定に至っていない抑留中死亡者の資料の入手や旧ソ連地域の遺骨帰還事業などを民間団体などの協力も得ながら集中的に実施するほか、硫黄島での遺骨帰還事業を引き続き実施するなど、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が帰還できるような取組みなどを推進する。

(3) 中国残留邦人等の援護など 111億円(112億円)

中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者などの援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者などが利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組みを行う。

また、介護サービスを必要とする永住帰国者が円滑に介護や援護の制度を利用できるよう、全国を7つのブロックに分けて、各ブロック内に介護コンサルタント(仮称)を配置し、介護関係者などへの研修などを実施する自治体を支援する。

第5 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、持続可能で安心できる年金制度の構築に向け、基礎年金国庫負担2分の1を維持する。また、年金記録問題の解決に向けた取組みを進める。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

10兆4,187億円(8兆945億円)

消費税引上げ分を償還財源とするつなぎ公債（年金特例公債）の発行により確保される財源を活用して、基礎年金国庫負担割合2分の1を維持する。

※ 平成24年度における基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%との差額はつなぎ公債（年金特例公債）により確保することとなり、平成24年度補正予算案に計上。
(2兆4,879億円)

2 年金記録問題への取組み

592億円(944億円)

(1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進

336億円(660億円)

被保険者の方々について、紙台帳などとコンピュータ上の年金記録の突合せを全件行うとともに、平成24年度中に突合せを終える年金受給者の方々を含め、その結果について必要なお知らせなどを進める。

(2) ねんきんネットを活用した年金記録の確認・記録問題の再発防止

21億円(22億円)

ねんきんネットの充実を図るため、加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、スマートフォンなどでの利用を可能にする。

また、被保険者の方々などの届書や年金記録の正確性を確保し、新たな記録問題の発生を防ぐため、ねんきんネットを活用して届書作成を支援するなど、機能の充実を図る。

※ 平成 25 年 1 月末より、未だ持ち主が明らかでない記録について、ねんきんネットでの検索ができるようにするとともに、地方自治体や関係団体などからの幅広い協力を得て、年金記録の確認を呼びかけるキャンペーンを推進する。

(3) その他必要な記録問題対策の推進など **236億円(262億円)**

厚生年金基金の加入員記録と厚生年金の被保険者記録との突合せや基礎年金番号の重複整理など、記録問題解決に向けた取組みを行う。

3 厚生年金保険や国民年金の適用・保険料収納対策の取組強化
32億円(8.9億円)

年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の未適用事業所の加入促進対策や、国民年金の保険料納付率を向上させる対策の取組強化を図る。

4 日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営
(一部前述・上記(2・3)参照) 2,950億円(3,375億円)

日本年金機構で、年金記録問題の解決に向けた取組みを引き続き促進するとともに、将来の無年金・低年金者の発生を防止するための後納制度の円滑な実施、サービスの質の更なる向上や相談体制の拡充を行い、効率的かつ公正透明な事業運営に取り組む。

第6 国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現

世界に先駆けて日本発の革新的医薬品・医療機器を開発するとともに再生医療を推進し、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、地域医療確保対策、在宅医療の推進など国民が安心できる医療を実現するための医療提供体制の機能強化を図る。

また、安定的で持続可能な医療保険制度とするため、各医療保険制度に係る必要な経費の確保などを図る。

さらに、認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進をはじめとする安心で質の高い介護サービスの確保を図ることなどにより、国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現を図る。

1 革新的医薬品・医療機器の創出、世界最先端の医療の実現など

294億円(305億円)

(1) 医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進など 130億円(90億円)

(i) 医薬品・医療機器開発等に関する基盤整備 59億円(63億円)

① 創薬支援機能の強化 6.4億円(2億円)

アカデミア（大学、研究所など）などの優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、（独）医薬基盤研究所に創薬支援戦略室を設置し、創薬関連研究に対する目利き、出口戦略の策定助言、研究支援・知財管理支援、企業連携支援等の本部機能を担い、関係府省や（独）理化学研究所、（独）産業技術総合研究所、大学などの創薬関係機関で構成する「オールジャパンでの創薬支援体制」を構築する。

この体制では、「死の谷」と呼ばれる応用研究（特に最適化研究）から非臨床試験に対して、8つの重点領域（がん、難病・希少疾病、肝炎、感染症、糖尿病、脳心血管系疾患、精神・神経疾患、小児の先天性疾患など）の有望シーズを中心に切れ目のない実用化支援を行い、治験への導出などを行う。

（参考）【平成24年度補正予算案】

○創薬支援機能の強化のための研究設備の整備 12億円

できるだけ早く基礎研究の成果を医薬品の製品化につなげ、新しい医薬品を国民へ提供するため、（独）医薬基盤研究所において、バイオ医薬関連支援設備などの創薬スクリーニング設備の整備を行う。

②民間投資を喚起する治験環境整備

35億円(48億円)

ア 臨床研究中核病院等の整備

31億円(48億円)

日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、新たに5か所追加選定する臨床研究中核病院について、難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた体制強化を図る。

また、既に整備している臨床研究中核病院（5か所）について、がん・再生医療などの分野での臨床研究において中心的役割を果たせるよう運営を支援する。

併せて、早期・探索的臨床試験拠点（5か所）について、がん・精神神経疾患・脳心血管系疾患などの分野での臨床研究において中心的役割を果たせるよう運営を支援する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○臨床研究中核病院等の整備

33億円

質の高い臨床研究を推進するため、臨床研究中核病院を新たに追加選定し、必要な設備整備等を行う。また、既に整備している臨床研究中核病院等についても、研究の進捗に伴い必要となる設備整備等を行う。

イ 国際水準で実施する臨床研究などの支援【新規】

3億円

(「重点領域における創薬研究開発等の強化(54億円)」(49ページ参照)の一部(3億円))

新たに整備する難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援する。

③審査・安全対策の充実・強化【一部新規】

17億円(13億円)

ア 審査の迅速化

(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)で、アカデミアやベンチャーなどによる革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の開発や実用化を促進するため、薬事戦略相談を拡充し、関西地域などへの出張形式を導入する。また、PMDAの審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインの作成や、医療上必要性の高い未承認薬などについて患者のアクセスを充実するためのパイロット事業などを推進する。

さらに、医療機器の審査の迅速化・合理化を図るため、登録認証機関が後発医療機器を認証する際に必要な基準を整備する。

加えて、資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、中小・ベンチャー企業が開発した革新的医療機器について、PMDAへの相談・承認申請にかかる手数料を軽減する。

イ 安全対策の強化

市販後安全対策を強化するため、電子カルテなどの医療情報を薬剤疫学的手法(薬

剤の使用とその効果や影響を集団単位で調査する手法)を用いて分析するためのデータベースを整備するとともに、再生医療製品の患者登録システムのあり方を検討する。

(ii) 医薬品・医療機器開発等に関する研究の推進 **54億円**

重点領域における創薬研究開発等の強化【新規】 **54億円**

ア がん **5億円**

難治性がんや小児がんを含む希少がんなどを中心に、抗体医薬などの分子標的薬や核酸医薬、がんペプチドワクチンなどの創薬研究に関して、適応拡大も含め、国際水準の非臨床試験や医師主導治験を強力に推進する。

また、早期診断を可能とする革新的な診断方法(診断薬など)の実用化に向けた研究を推進する。

イ 難病・希少疾病 **16億円**

(「再生医療の推進(10億円)」(後述・50ページ参照)の一部(2億円)を含む)

難病・希少疾病の革新的診断・治療法を開発するため、創薬関連研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進する。

ウ 肝炎 **2億円**

B型肝炎や肝硬変に対する新規治療薬などの開発を目指した研究などを推進する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備 **13億円**

日本の肝炎研究の推進を図る一環として、ヒトの遺伝子や免疫機構の解析に関する研究等をより加速することにより、新しい治療法の開発や新薬の開発を促進させるため、肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の研究機器を配備する。

エ 感染症 **5億円**

新興・再興感染症などに対する次世代ワクチンや世界初のエイズ予防ワクチンの開発、革新的HIV治療薬や合併症の治療薬の創薬研究を推進する。

また、開発ワクチンの国内外への普及・展開を促進するための実用化研究を推進する。

オ 糖尿病・脳心血管系疾患 **2.5億円**

合併症発症予防を推進するため、多くの生活習慣病の病態に共通して慢性炎症が

関与している点に着目し、慢性炎症や線維化（炎症後に元通りの軟らかな組織には修復されずに硬い組織に変化すること）の制御に有効な革新的治療薬の開発やその効果指標となる分子イメージング技術（体内での分子の動きを可視化する技術）などの新たなバイオマーカーの開発に取組み、臨床情報の集積を図ることにより創薬研究や治験を推進し、国内外の糖尿病・脳心血管系の疾患の診療技術を飛躍的に向上させる。

カ 精神・神経疾患

3億円

発症前の認知症患者に対する根本的治療薬の開発やこの開発に関連する研究を推進するとともに、うつ病などの気分障害の客観的診断法や効果的治療法を開発するための臨床研究を推進する。

キ 小児の先天性疾患など

2.5億円

小児の先天性疾患について、有効な診断・治療を行い、障害の予防と予後の改善を図るため、遺伝子・細胞治療の基盤整備や母子感染の実態把握を行うとともに、検査・治療の研究開発を推進する。

（参考）【平成 24 年度補正予算案】

○開発途上国向け医薬品開発の促進

7億円

日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えし、その成長・発展を図るため、国が資金を拠出するなどにより、官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行う。

(iii) 世界最先端の医療の実用化の推進

33億円(27億円)

①再生医療の推進【新規】

10億円

（「重点領域における創薬研究開発等の強化(54億円)」(49ページ参照)の一部(10億円)）

再生医療の実用化に向け、ヒト幹細胞の保存方法等の確立、ヒト幹細胞の腫瘍化リスク等に対する安全性の確保、機能不全となった組織や臓器の治療方法の探索、iPS 細胞を利用した創薬等のための研究を支援する。

（参考）【平成 24 年度補正予算案】

○再生医療の臨床応用に向けた人材育成

22億円

再生医療の臨床応用に向けて、研究者・医師が iPS 細胞等の樹立・調製や人体への移植・投与を適切に実施する技術を習得するため、細胞培養加工等トレーニングセンターを東西 2 ヶ所の研究拠点に設置する。

②個別化医療等の推進 23億円(27億円)

ア 個別化医療の推進のためのバイオバンク等研究基盤の整備【一部新規】

21億円(27億円)

国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）が有する高度専門的な知見やネットワークを活用し、生体試料と臨床情報をバイオバンクとして整備するとともに、企業等と共同で研究開発の推進を図り、創薬及び個別化医療（患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法（オーダーメイド医療）や予防法（個別化予防））の実現を目指す。

イ 個別化医療に資する医薬品開発の推進【新規】 2億円

（「重点領域における創薬研究開発等の強化(54億円)」(49ページ参照)の一部(2億円)）

治療薬の効果や副作用を予測し、治療薬の投与が適切な患者の選定を目的とした検査薬の開発を推進する。特に新薬については、当該検査薬との同時開発・同時審査を推進する。

(2)先進医療評価の迅速化・効率化【新規】 39百万円

先進医療の評価・確認手続の簡素化を図るため、一定の要件を満たす医療機関が医療上必要性の高い抗がん剤に関する先進医療を実施する場合の安全性・有効性について、外部機関による実施計画書の評価体制を整備する。

(3)日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備 3億円(3.7億円)

国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を企画・立案し、その実施を支援する体制を整備する。

(4)後発医薬品の使用促進【一部新規】 5.3億円(4.8億円)

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発などによる環境整備に関する事業などを引き続き実施する。

また、より医療現場に近いレベルで関係者の理解を図るため、都道府県が設置している協議会に加え、市区町村又は保健所単位レベルで協議会を設置し、地域住民へ働きかけを行うなど地域の実情に応じた取組みを強化する。

さらに、医薬品市場のグローバル化が進む中、我が国の後発品メーカーの国際競争力を高めるため、海外市場への進出やバイオ後続品の可能性を見据えた調査・検討事業を行うとともに、安定供給に関する海外の事例調査を行う。

2 医療提供体制の機能強化

542億円(605億円)

(1) 国民が安心できる医療を実現するための提供体制の整備 57億円(17億円)

① 在宅医療提供体制の整備 2.1億円(10億円)

ア 小児等の在宅医療提供体制の整備【新規】 1.7億円

新生児集中治療管理室（NICU）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養を受けられるよう、都道府県が中心となって、医療・福祉関係機関の連携の調整を行い、在宅療養を支える医療・福祉提供体制を構築する。

また、小児在宅患者の保護者が抱える在宅療養への不安感を解消するため、患者の症状などに応じて、療養上の助言やかかりつけ医との調整等を行う相談支援体制を整備する。

イ 薬局を活用した薬物療法提供体制の整備【新規】 40百万円

抗がん剤など使い方の難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などを、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬剤師がチーム医療の一員として訪問や相談、情報提供をスムーズに行える体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進する。

② へき地・離島や救急医療へのアクセス強化 45億円(3百万円)

ア へき地・離島患者の輸送支援【新規】 34百万円

無医地区などのへき地・離島住民に対する医療提供体制の確保を図るため、無医地区などと近隣医療機関を巡回する「患者輸送車（艇）」の運行に必要な経費について財政支援を行う。

イ ドクターヘリ運航体制の拡充 45億円(3百万円※)

(※ほか医療提供体制推進事業費補助金(250億円)の内数)

迅速な医療の提供が必要な全ての国民に、いち早く医療の提供を可能にすることを目指し、ドクターヘリの運航に必要な経費について財政支援を行うとともに、ドクターヘリ事業従事者の研修を実施する。

(運航経費は医療提供体制推進事業費補助金(227億円)の内数)

③ 地域医療支援センターの整備の拡充 9.6億円(7.3億円)

地域の医師不足病院における医師の確保とキャリア形成の取組みを一体的に支援するため、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充(20か所→30か所)し、医師の地域偏在解消に向けた取組みを推進する。

(参考)【平成 24 年度補正予算案】

○災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等 **500億円**

(地域医療再生基金の積み増し)

震災に備えた医療提供体制の整備の支援、地域の医療機関への勤務を条件とした医学生に対する修学資金の貸与や、大学医学部に設置する地域医療学等の寄附講座に対する支援などの医師不足対策の推進、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

また、事業実施期間について、「平成 25 年度末までの事業」から「平成 25 年度末までに開始する事業」に拡大する。

○医療提供体制を充実するための医療機器等の整備 **30億円**

救急医療、周産期医療等の機能を担う医療機関の体制を強化するための医療機器等の設備整備を行う。

(2) 地域医療確保対策 **87億円(82億円)**

①医療提供体制の在り方の検討 **26百万円(3百万円)**

将来を見据えた医療提供体制の強化を図るため、医療機関が担う医療機能に関する報告を踏まえた病床の機能分化・連携の推進、高度な医療の提供等を担う特定機能病院や地域医療の確保等を図る地域医療支援病院の在り方等について検討する。

②医療計画の評価等の支援【新規】 **31百万円**

新たに策定する医療計画を都道府県が自ら評価し、必要な見直しを行えるようにするための支援として、数値目標や施策の進捗状況を評価・改善するための指標の検討や、医療計画の進捗状況などを公表するソフトの開発などを行う。

③チーム医療の推進 **1.5億円(2.4億円)**

ア チーム医療の普及推進【一部新規】 **1.5億円(2.4億円)**

多職種協働のチーム医療の取組みを全国に普及させるため、病院団体や各関係職種の職能団体などに委託して複数の医療関係職種の合同研修を行い、職種間の相互理解やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール(手順書)に基づき、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為を行おうとする看護師の研修制度の具体的な検討に向けて、看護業務の実施状況の検証を行う。

イ 看護補助者の活用【新規】

看護職員と看護補助者の業務分担を進め、看護補助者を活用することにより、看護職員の負担軽減に資するとともに雇用の質の向上を図るため、都道府県が看護管理者（看護部長、看護師長など）向けに実施する、看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修の実施に必要な経費について財政支援を行う。（医療提供体制推進事業費補助金（227億円）の内数）

④女性医師の離職防止・復職支援

出産や育児などにより離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介や復職後の勤務様態に応じた研修などを実施する。

また、子どもを持つ女性医師や看護職員などの離職防止や復職支援のため、病院内保育所の運営に必要な経費について財政支援を行う。

（医療提供体制推進事業費補助金（227億円）の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 1.6億円）

⑤看護職員の確保対策の推進

地域医療に従事する看護職員の養成・確保を図るため、看護師等養成所や病院内保育所の運営、新人看護職員研修の実施などに必要な経費について財政支援を行う。

（医療提供体制推進事業費補助金（227億円）の内数の他、医療関係者養成確保対策費等補助金など 49億円）

⑥歯科口腔保健の推進【新規】

92百万円

地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制確保、障害者・高齢者施設などの入所者で歯科口腔保健医療サービスを受けることが困難な方への対応やそれを担う人材の育成、医科・歯科連携の先駆的な取組みに対する安全性や効果の実証などを行う。

⑦歯科診療情報の活用【新規】

21百万円

歯科医療機関が電子カルテで保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化とその活用の在り方に関する検討を行うとともに、その内容をモデル事業を通じて実証する。

⑧保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及・啓発等事業【新規】

63百万円

インターネットを介して診療情報のやり取りを行う場合のセキュリティを確保し、医療情報連携を推進するため、保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）の普及・啓発及び体制整備を行う。

※ HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) : 保健医療福祉分野の国家資格 (医師等) 所持情報を含んだ IC カードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となる。

⑨ICT を活用した地域医療ネットワークの整備【新規】 75百万円

医療機関の主要な診療データを、標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できるネットワークの基盤を整備する。

⑩専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた支援【新規】 55百万円

医師の質の一層の向上を図ること等を目的とする専門医に関する新たな仕組みの導入に向けて、現在の学会認定の専門医及び専攻医の分布状況や研修状況に関する情報のデータベースの作成を支援する。

(参考) 【平成 24 年度補正予算案】

○地域の医師確保等(再掲) 500億円の内数

(地域医療再生基金の積み増し)

地域の医療機関への勤務を条件とした医学生に対する修学資金の貸与や、大学医学部に設置する地域医療学等の寄附講座に対する支援などの医師不足対策の推進等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

(3)在宅医療の推進 9.3億円(30億円)

①在宅チーム医療を担う人材の育成 1億円(1.1億円)

今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供するため、地域で多職種がチームとして協働し、在宅療養生活を支えられる人材を育成する。

②小児等の在宅医療提供体制の整備【新規】(再掲・52ページ参照) 1.7億円

③薬局を活用した薬物療法提供体制の整備【新規】(再掲・52ページ参照) 40百万円

(参考) 【平成 24 年度補正予算案】

○在宅医療の推進(再掲) 500億円の内数

(地域医療再生基金の積み増し)

介護と連携した在宅医療の体制整備の支援等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

(4) 救急・周産期医療などの体制整備

医療提供体制推進事業費補助金(227億円)の内数の他、医療施設運営費等補助金など39億円

① 救急医療体制の充実

救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。

② 周産期医療体制の充実

地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)などへの財政支援を行う。

③ へき地保健医療対策の推進

37億円(36億円)

へき地・離島での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区などで巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営などに必要な経費について財政支援を行う。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○ 医療提供体制を充実するための医療機器等の整備(再掲)

30億円

救急医療、周産期医療等の機能を担う医療機関の体制を強化するための医療機器等の設備整備を行う。

(5) 災害医療体制の強化

2.1億円(2億円)

災害時に被災都道府県や被災都道府県内の災害拠点病院などとの連絡調整などを担う災害派遣医療チーム(DMAT)事務局について、首都直下型地震の発生を想定し、事務局機能を分散させるため、西日本に拠点を設置する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○ 医療施設の耐震化の推進

406億円

(医療施設耐震化臨時特例基金の積み増し)

多くの民間病院が役割を担う二次救急医療機関の耐震化を推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金を積み増す。

○ 災害医療体制の整備の支援(再掲)

500億円の内数

(地域医療再生基金の積み増し)

震災に備えた医療提供体制の整備の支援(大きな震災や津波対策のための移転の支援を含む)等を行うため、地域医療再生基金を積み増す。

○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の機能の充実

89百万円

災害発生時に被災地での災害派遣医療チーム(DMAT)の活動を支援するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を改修し、携帯電話以外の可搬端末(スマートフォン、タブレット端末)からのDMAT活動情報の入力・把握及びDMAT活動情報のモニターへの表示機能を整備する。

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

10兆5,532億円(10兆2,316億円)

(1)各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

10兆5,175億円(10兆1,962億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(2)協会けんぽの国庫補助割合の特例措置の継続等(一部再掲)

9,904億円(9,649億円)

協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から24年度までの間講じてきた特例措置を平成26年度まで2か年度延長する。

- ・ 被用者保険に関する後期高齢者支援金の3分の1を総報酬割とする。
- ・ 国庫補助率を16.4%とする。

(3)特定健診などの推進

249億円(255億円)

特定健診などの効果の検証に取り組むとともに、引き続き医療保険者に対する特定健診などの費用の助成を行う。

(4)警戒区域などでの医療保険制度の特別措置(復興)

108億円(98億円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方について、医療保険の一部負担金や保険料の免除などの措置を延長する場合に、保険者などの負担を軽減するための財政支援を行う。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○安定した医療保険制度の構築 **2,801億円**

(後期高齢者医療制度臨時特例基金等の積み増し・延長等)

医療保険制度の円滑な施行及び運営のため、以下の事業を進める。

① 高齢者医療の負担軽減措置 **2,683億円**

70～74歳の窓口負担軽減措置、後期高齢者医療の被保険者のうち低所得者等の保険料軽減措置を行う。

・70歳から74歳までの窓口負担軽減措置(1割負担)の継続 (1,898億円)

(参考)「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)(抄)

○70～74歳の医療費自己負担については、当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る。

・後期高齢者医療の被保険者のうち所得の低い方の保険料軽減の継続(均等割9割、8.5割、所得割5割軽減)等 (776億円)

② 特定健康診査・保健指導データ管理システムの機器更改等 **38億円**

国民健康保険制度等の安定的な運営を確保するため、国民健康保険団体連合会等が運用する特定健康診査・保健指導データ管理システムの機器更改等を行う。

③ 健康保険組合の保険者機能強化に向けたITネットワーク基盤システムの機器更改等 **80億円**

健康保険組合の電子レセプト及び特定健診・特定保健指導データを活用した医療費分析の機能を向上させるため、健康保険組合医療費分析システムの機器更改等を行う。

4 安心で質の高い介護サービスの確保

2兆5,842億円(2兆4,314億円)

(1) 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進【一部新規】

34億円(26億円)

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、平成24年9月に策定した「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備するため、次の取組みを推進する。

① 認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各市町村が地

域の実情に応じた認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）を作成・普及する取組みを促進する。

②認知症の早期診断・早期対応の体制整備

ア かかりつけ医などの認知症対応力の向上

高齢者が日頃より受診するかかりつけ医が「適切な認知症診断の知識・技術」を習得するための研修や、かかりつけ医に助言などを行う認知症サポート医を養成するための研修を推進する。

イ 認知症初期集中支援チームの設置など

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターの整備を図るとともに、看護職員、作業療法士などの専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うモデル事業を実施する。

また、身近な地域で認知症の早期診断などを担うこととなる「身近型認知症疾患医療センター」の機能（早期診断・早期支援、危機回避支援）の在り方について、認知症サポート医の活動状況なども含めた調査を行い、検証を実施する。

③地域での生活を支える医療・介護サービスの構築及び日常生活・家族支援の強化

ア 一般病院勤務の医療従事者向けの研修の実施

一般病院勤務の医師、看護師などの医療従事者を対象として、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、認知症の人を支えるための医療と介護の連携の重要性について習得するための研修を実施する。

イ 一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進

一般病院や介護保険施設などで、その職員に対して、認知症の行動・心理症状のうち対応困難な事例に関するアドバイスや研修を行う。

ウ 認知症ケアに携わる多職種の協働研修の実施

認知症ケアに携わる医療、介護従事者の双方が共通して理解しておくべき基礎的知識に関する研修などを多職種協働で実施する。

エ 認知症高齢者グループホームなどでの在宅生活継続支援のための相談・支援の推進

市町村の委託を受けた、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホームの事業所などが、その知識・経験・人材などを活かして、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法などの専門的な相談支援などを行う。

オ 認知症地域支援推進員の配置の促進

医療と介護の連携強化や、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役を担う「認知症地域支援推進員」を市町村などに配置する。

カ 市町村の高齢者虐待防止対応の推進

市町村での高齢者の虐待防止のためのネットワークの構築の推進や対応マニュアルの作成などを行う。

キ 市民後見人の育成とその活動への支援の充実

市民後見人の養成やその活動支援など、地域での市民後見の取組みを推進する。

ク 認知症の人の家族への支援の推進

認知症に関する知識の習得や情報交換を行う「家族教室」や、誰もが参加でき集う場である「認知症カフェ」などを活用することにより、認知症の人とその家族の支援を行う。

④地域ケア会議の活用推進

地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。

(2) 持続可能な介護保険制度の運営 2兆5,540億円(2兆4,033億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、各保険者が作成した平成24年度からの「第5期介護保険事業計画」に基づく介護サービスの実施などに必要な経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(3) 地域での介護基盤の整備 51億円(57億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続することができるよう、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス事業所などを開設する際の備品購入費などの経費について財政支援を行う。

また、都市型軽費老人ホームなどの整備に必要な経費について財政支援を行うとともに、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献などを目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備に必要な経費についても財政支援を行う。

(参考) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の延長

既に平成 25 年度までの延長を行った介護基盤の緊急整備特別対策事業などに加え、地域支え合い体制づくり事業、介護基盤復興まちづくり整備事業などについて、平成 25 年度まで実施期限を延長する。

(4) 高齢者の有償ボランティア活動への支援など(「生涯現役社会」の実現)【一部新規】 32億円(32億円)

生涯現役社会を実現し、企業退職高齢者などが地域社会の中で役割を持って生活できるよう、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにも繋がり、介護予防や生活支援のモデルとなる有償ボランティア活動などの立ち上げや、老人クラブ活動への支援などを行う。

なお、有償ボランティア活動などのモデル的な活動の立ち上げの際、拠点の整備が必要な場合には、「地域支え合いセンター」として支援を行う。

(5) 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 83百万円(83百万円)

福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施などを推進する。

(6) 適切なサービス提供に向けた取組みの支援 85億円(121億円)

介護支援専門員の資質向上を図るため、体系的な研修事業を行い、必要な知識・技術の習得を図る。また、介護サービス情報公表制度の着実な実施を図るため、都道府県が行う調査・公表事務や実施体制整備などの取組みを支援する。

(7) 介護施設・事業所などの災害復旧に対する支援(復興) 31億円

東日本大震災で被災した介護施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(8) 介護などのサポート拠点に対する支援(復興) 23億円

応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について、引き続き財政支援を行う。

(9) 警戒区域などでの介護保険制度の特別措置(復興) 45億円(44億円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合に、保険者などの負担を軽減するための財政支援を行う。

5 福祉・介護人材の確保対策の推進 1,260億円(2,091億円)

(1) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化(再掲・31ページ参照)
30億円(54億円)

(「業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進(4億円)」(再掲・38ページ参照)の一部(53百万円)を含む。)

(2) 成長分野での離職者訓練の推進(再掲・31ページ参照)
1,125億円(1,945億円)

(3) 政策課題に沿った人材育成への支援(再掲・32ページ参照)
105億円(91億円)

第7 健康で安全な生活の確保

予防接種の推進や新型インフルエンザ対策の強化などの感染症対策、がん検診や緩和ケアの推進などのがん対策、肝炎治療促進のための環境整備などの肝炎対策、難病等の各種疾病対策などを推進する。

また、健康危機管理対策や輸入食品などの食品の安全対策、食品中の放射性物質対策、食中毒対策などを推進する。

1 予防接種の推進などの感染症対策

132億円(134億円)

(1) 予防接種の推進【一部新規】

13億円(11億円)

平成 24 年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会より今後の予防接種制度の在り方全般について提言された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に基づき、3 ワクチン（ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防）の定期接種化などを内容とする予防接種法改正法案を平成 25 年通常国会に提出する。

平成 25 年度予算案においては、副反応報告制度の法定化など予防接種法改正に伴う必要経費を計上する。

なお、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金については、平成 24 年度末で終了するが、3 ワクチンの定期接種費用については、地方財源を確保し地方財政措置を講じる。

(2) 新型インフルエンザ対策の強化【新規】

97百万円

平成 24 年 5 月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザが発生した際に速やかにプレパンデミックワクチンを接種する必要がある医療従事者や社会機能維持者が従事する事業者は、厚生労働大臣の登録を受けることになっていることから、登録事業者を管理するための基盤整備などを行う。

(参考) 【平成 24 年度補正予算案】

○新型インフルエンザ対策の推進

63億円

新型インフルエンザの発生に備えて、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部が有効期限切れとなるため、備蓄の維持に必要な買い替え等を行う。

(3)HTLV-1関連疾患に関する研究の推進 **10億円(10億円)**

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）への感染対策と、これにより発症する成人T細胞白血病（ATL）やHTLV-1関連脊髄症（HAM）の診断・治療法などに関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策が連携し、HTLV-1関連疾患研究領域として総合的な推進を図る。

2 がん対策

235億円(275億円)

(1)がんの早期発見 **73億円(105億円)**

一定年齢の者に対し、乳がんや子宮頸がん、大腸がん検診の無料クーポン券などを配布し、がん検診受診率の向上を図るとともに、子宮頸がんの罹患率の高い年代の一部の者にHPV検査検証事業を実施する。

(2)がん診療連携拠点病院の機能強化 **34億円(32億円)**

①がんの緩和治療体制の整備【新規】 **1億円**

平成24年6月に閣議決定した「がん対策推進基本計画」に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院に対して、緩和ケアセンターの設置・運営の支援を実施する。

②がん患者などの治療と職業生活の両立【新規】 **2.2億円**

「がん対策推進基本計画」に基づき、がん診療連携拠点病院などの相談窓口には社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、就労継続を希望するがん患者などに対し「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化する。

③小児がん対策の推進【一部新規】 **2.5億円(2.5億円)**

「がん対策推進基本計画」に基づき、小児がんの診療・緩和ケアを行う医療従事者の育成や小児がん患者への相談支援、療育環境を確保するためのプレイルームの運営などを推進する。

また、小児がん拠点病院を統括し、小児がん患者や臨床試験の情報集約、小児がんに関する情報発信、診療実績などのデータベースの構築、コールセンターなどによる相談支援などの機能を担う中核的な機関として、小児がんセンター（仮称）の設置・運営の支援を実施する。

(3)がん治療薬創薬研究の推進【新規】(再掲・49ページ参照) **5億円**

3 肝炎対策

188億円(239億円)

(1) 早期発見・早期治療の促進のための環境整備 129億円(178億円)

肝炎患者への医療費の助成に必要な経費を確保し、引き続き適切な医療の確保や受療促進を図るとともに、治療を要する方が適切な治療を開始できるようサポートする。

また、肝炎ウイルス健診の個別勧奨を引き続き実施するなど、肝炎ウイルス検査の受検促進を図る。

(2) 肝炎治療研究などの強化【一部新規】(一部前述・49ページ参照)

50億円(49億円)

B型肝炎の新規治療薬の開発などを目指した創薬研究の推進を図るとともに、C型肝炎ウイルスなどの持続感染機構の解明や肝硬変の病態の進展予防、新規治療法の開発を目指した研究を行い、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究、行政研究などを推進する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備(再掲) 13億円

日本の肝炎研究の推進を図る一環として、ヒトの遺伝子や免疫機構の解析に関する研究等をより加速することにより、新しい治療法の開発や新薬の開発を促進させるため、肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の研究機器を配備する。

(3) 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進【新規】 1億円

肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していく新たな国民運動を展開する。

(4) 肝炎患者の就労に関する相談支援体制の強化【新規】 38百万円

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、就労継続を希望する肝炎患者に対し「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化する。

4 難病などの各種疾病対策、移植対策、健康増進対策

666億円(580億円)

(1) 難病対策

549億円(459億円)

① 難病患者の生活支援などの推進

447億円(356億円)

難病の治療研究を推進し、患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を引き続き実施するとともに、都道府県の超過負担を減少させるべく、所要額を計上する。(440億円(350億円))

また、平成25年1月に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会でとりまとめられた「難病対策の改革について(提言)」を踏まえ、「難病対策の推進のための患者データ登録整備事業」(新規)を実施する。

(参考)

「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」(平成25年1月27日三大臣合意(総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)(抄)

「(1) 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。」

② 難病に関する調査・研究などの推進(一部前述・49ページ参照)

102億円(102億円)

難病の革新的診断・治療法の開発を促進するため、創薬研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進するとともに、国際ネットワークへの参加などを通じて、難病対策の国際的連携の構築を図る。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病の医薬品や医療機器の研究開発に対する支援を行い、製品化を推進する。

(2) 各種疾病対策

62億円(65億円)

① エイズ対策の推進(一部前述・49ページ参照)

54億円(57億円)

HIV検査・相談について、利便性に配慮した体制の整備、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化など、効率的・効果的な施策の推進を図る。

また、HIV感染症のまん延の防止に資する、世界初のエイズ予防ワクチンの開発を進めるとともに、新たなHIV治療薬や合併症の治療薬の開発を行い、HIV感染症の長期予後の改善を図る。

② リウマチ・アレルギー対策の推進

5.9億円(5.9億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法などの研究を推進するとともに、医療従事者の資質向上や医療連携体制の確保を図る。

③腎疾患対策の推進

2.1億円(2.4億円)

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、慢性腎臓病患者に対する生活・食事指導、医療従事者への研修や正しい知識を普及させるためのシンポジウムを実施する。

(3)移植対策

27億円(27億円)

①造血幹細胞移植対策の推進【一部新規】

19億円(18億円)

平成24年9月に成立した、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の円滑な施行に向け、骨髄移植、末梢血幹細胞移植や臍帯血移植の3種類の移植法について、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な方法で移植を実施できる体制を整備する。

また、ドナーと患者の移植後の健康状況の把握、分析のための取組みの支援、造血幹細胞移植医療体制の整備を行うとともに、より安全に臍帯血移植を実施していくための共同事業を支援するなど、造血幹細胞移植の一層の推進を図る。

②臓器移植対策の推進

6.6億円(7億円)

平成22年7月の改正臓器移植法の施行に伴い、脳死下臓器提供事例が着実に増加している中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する人を増員(35人→38人)するとともに、引き続き臓器移植の普及啓発を推進する。

(4)健康増進対策

27億円(30億円)

①健康づくり・生活習慣病対策の推進

15億円(17億円)

健康寿命の延伸を実現することなどを目的とした「健康日本21(第2次)」(※)を着実に推進するため、国民一人ひとりが日々の生活の中で自発的に健康づくりの具体的な行動を起こしていけるよう、地域での健康づくりを着実に実施するために自治体・企業・民間団体の連携を更に推進し、健康づくりの国民運動化を推進する事業などを実施する。

※「健康日本21(第2次)」:国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から34年度までの国民健康づくり運動を推進するもの。

②生活習慣病予防に関する研究などの推進

12億円(12億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病などの合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスの構築を目指す。

5 健康危機管理対策の推進

6. 1億円(6. 5億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

4. 5億円(4. 6億円)

感染症・テロリズム等健康危機の発生に備えた初動体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化などに資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備

1. 1億円(1. 1億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築などを行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成などを行う。

(3) 国際健康危機管理対策の推進

57百万円(83百万円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査で、WHO などが編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元などを行う。また、国内外で分離される病原体のゲノム情報の解読、その情報のデータベース化や疫学調査などへの利用を推進する。

6 保健衛生施設などの災害復旧に対する支援(復興)

6. 4億円

東日本大震災で被災した保健衛生施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

7 食の安全・安心の確保

129億円(130億円)

(1) 輸入食品の安全確保対策等の推進

106億円(101億円)

輸入食品が増加する中で、検疫所のモニタリング検査について、食品群ごとの輸入量、違反率などにに基づき必要とされる検体数を考慮して、体制整備を行いつつ適切に実施する。

また、経済連携協定(EPA)など国際協定に係る協議への体制強化を図るとともに、輸出国での食品安全対策の実施状況に関する計画的な調査などを行い、輸入食品の安全確保対策を推進する。

(2) 食品中の放射性物質対策の推進(復興) 3.3億円(7.2億円)

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値を継続的に検証するとともに、国で流通段階での買上調査を実施するなどの取組みを行う。

また、各自治体のモニタリング検査が円滑に実施できるよう、検査機器の整備に対する補助を行うほか、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

(3) 食中毒対策の推進 67百万円(74百万円)

近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害拡大防止のため、菌株収集などによる原因究明調査を行うとともに、担当官を現地に派遣し疫学調査の支援を行うなど、食中毒対策を推進する。

(4) 残留農薬等の安全確保対策の推進 9.3億円(10億円)

① 残留農薬等のポジティブリスト制度などの推進 7.6億円(8.8億円)

平成18年度の「ポジティブリスト制度(※)」の導入の際に設定した農薬などの基準について、引き続き、着実な見直しを進めるとともに、食品添加物について、国際汎用添加物(※)の迅速な指定や安全性確保の取組みを推進する。

※ポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬などについて、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを禁止するもの。

※国際汎用添加物：国際的に安全性が確認され、欧米で広く使用が認められており、国が主体的に指定に向けた検討を進めるもの。

② 健康食品の安全確保対策の推進 33百万円(33百万円)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分についての安全性試験や分析調査を行う。

③ 食品用容器包装等の安全確保対策の推進 85百万円(84百万円)

食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、欧米などで導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル(※)について、溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

※ナノマテリアル：大きさが100ナノメートル以下の小さな物質(ナノとは1ミリの100万分の1)。

④ 食品汚染物質に係る安全確保対策の推進 50百万円(50百万円)

食品中の汚染物質対策について、重金属、かび毒などの汚染実態や摂取量の調査などを行い、基準の設定や見直しなどの安全性確保の取組みを進める。

(5) 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(11百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

(6) 食品の安全の確保に資する研究の推進

8.8億円(9.8億円)

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定などの課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

8 水道の耐震化・老朽化対策、災害復旧の推進など

350億円(582億円)

(1) 水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進

263億円(380億円)

災害時でも安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進

278億円

災害時でも安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

(2) 水道施設の災害復旧に対する支援(復興)

85億円(200億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

9 生活衛生関係営業の活性化や振興など

27億円(26億円)

(1) 生活衛生関係営業の活性化や振興【一部新規】

25億円(24億円)

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興を図るとともに、生活衛生サービスの安全・安心の推進のため、全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能の強化を図り、各生活衛生同業組合が連携して地域の活性化を図る事業などに対する支援・指導を行う。

(参考)【平成 24 年度補正予算案】

○生活衛生関係営業の安定化支援

3.1 億円

((株)日本政策金融公庫への政府出資金)

生活衛生関係営業の安定化を支援するため、(株)日本政策金融公庫の融資について、開業当初に雇用を維持・拡大する場合等の金利の引下げ措置を実施する。

(2)被災した生活衛生関係営業者への支援(復興) 1.2 億円(1.4 億円)

東日本大震災で被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

10 B 型肝炎訴訟の給付金などの支給 572 億円(345 億円)

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B 型肝炎ウイルスの感染被害を受けた人々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

11 原爆被爆者の援護【一部新規】 1,481 億円(1,478 億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、広島原爆による黒い雨を体験して健康不安を訴える方々に対して、個別面談による心のケアや、健康状態の把握や専門医による対応を実施し、不安軽減のための取組みを推進する。

12 ハンセン病対策の推進 366 億円(388 億円)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律などに基づき、ハンセン病療養所の入所者への必要な療養の確保、退所者などへの社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発などの施策を着実に実施する。

また、ハンセン病療養所での歴史的建造物などの保存に向けた取組みを推進するとともに、栗生楽泉園くりゆうらくせんえんに重監房資料館（※）を整備する。

※重監房資料館：ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、象徴的な施設である「重監房（特別病室）」について、歴史の教訓として後生に継承するための施設。

13 違法ドラッグを含む薬物乱用・依存症対策の推進

9.1億円(9億円)

(1) 違法ドラッグ対策の強化

2.1億円(1.6億円)

社会問題化している違法ドラッグの乱用を食い止めるため、指定薬物や麻薬に指定されていない新規物質の指定の迅速化、化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に指定（包括指定）するための分析体制などの充実強化、乱用防止のための情報の収集・提供や啓発などの取組みを強化する。

(2) 薬物などの依存症対策の推進

39百万円(53百万円)

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。

また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

14 血液製剤対策の推進

1.3億円(4.2億円)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、血液製剤の安全性の向上を図るため、未知の感染症などの新たなリスクの早期探知及びリスク評価や安全対策の効果の検証などを適切に実施する体制を強化するとともに、血液製剤の安定供給の確保を図るため、将来の献血の担い手となる若年層対策として、高校生に対して学校教育を通じて献血に関する普及啓発を行う取組みを強化する。

15 カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施

【一部新規】

6.3億円(2.1億円)

カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性から、カネミ油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給するとともに、研究・検診・相談事業を推進する。

第8 障害児・障害者の日常生活・社会生活支援の推進

障害児・障害者の日常生活及び社会生活の自立と地域生活における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実や就労支援、地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者などへの支援施策の推進などを図る。

特に、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆3,711億円(1兆2,751億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保【一部新規】 8,229億円(7,434億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

(2) 障害児の発達を支援するための療育等の確保 671億円(566億円)

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 460億円(450億円)

平成25年4月から施行される障害者総合支援法で必須事業化された手話通訳者などの意思疎通支援を行う人材の育成や、成年後見制度の活用を進める観点から意思決定支援を行い後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用などを実施する。

また、意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村などでの事業の着実な実施や定着を図る。

さらに、児童発達支援センターなどについて、発達障害を含む多障害対応や早期専門対応などの機能強化などを図る。あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)により取り組んできた事業のうち、地域生活を支える24時間の連絡体制の整備などについては、地域生活支援事業で引き続き支援を行う。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部新規】

52億円(61億円)

障害児・障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支

援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・障害者の地域移行を進めるため、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で対象となっていた施設の改修（賃貸物件を含む）や、施設整備と一体的に行う就労訓練などのための大規模な設備などの整備を新たに補助対象に追加する。

（参考）【平成 24 年度補正予算案】

○災害時における在宅障害児・障害者の避難スペースの整備 16億円

災害時に在宅の障害児・障害者が避難場所として活用できるよう、障害福祉サービス事業所や障害児施設などの避難スペースの整備を推進する。

(5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2, 187億円(2, 057億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(6) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

4. 1億円(4. 2億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や関係機関職員への研修、障害児・障害者虐待の通報義務などの制度の周知などによる支援体制の強化を図る。

(7) 障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組みの推進

8. 5億円(8. 5億円)

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会）でのメダル獲得を目指すトップレベルの競技者に対し活動費を助成するとともに、障害者スポーツ指導員の有効活用を図り、地域での障害児・障害者スポーツの参加機会を推進することなどにより、障害児・障害者スポーツの一層の振興を図る。

(8) 障害支援区分の施行に向けた準備

3億円(1億円)

障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成 26 年 4 月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定（一次、二次）に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。

(9) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 22億円(22億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いなどにより、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模などを踏まえた財政支援を行う。

(10) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援(復興) 9.6億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(11) 障害福祉サービスの再構築支援(復興) 11億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組みや障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(12) 警戒区域などでの障害福祉制度の特別措置(復興)

16百万円(16百万円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

263億円(275億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備

6.8億円(7.9億円)

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

20億円(20億円)

精神疾患のある救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組みとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化などにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

1.3億円(3.3億円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援などを行い、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

(4) 認知行動療法の普及の推進

1億円(98百万円)

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備

79百万円(1.1億円)

近年必要性が高まっている心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 対策を中心とした事故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に（独）国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」で、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 214億円(236億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備により、社会復帰の促進を図る。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流により、医療の質の向上を図る。

(7) 被災地心のケア支援体制の整備(復興)

18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」で、精神保健福祉士などの専門職種による自宅や仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 3億円(3. 6億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2. 1億円(3. 5億円)

① 支援手法の開発、人材の育成

1. 6億円(2. 7億円)

生涯を通じて適切な支援が受けられるよう、発達障害児・発達障害者に対する各ライフステージに応じた支援手法を開発するモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターなどで、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

② 発達障害に関する理解の促進

57百万円(71百万円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日実施)など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2) 発達障害児・発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を行うため、都道府県などに設置されている「発達障害者支援体制整備検討委員会」などの取組みを支援する。

また、都道府県などで、ペアレントメンター(※1)の養成とその活動を調整する人の配置や健診などでのアセスメントツール(※2)の導入を促進する研修会の実施などを行う。

(地域生活支援事業(460億円)の内数)

※1 ペアレントメンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援

市町村で、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所などを巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う。

(地域生活支援事業(460億円)の内数)

4 障害者への就労支援の推進

231億円(232億円)

- (1) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)
(再掲・29ページ参照) 219億円(219億円)
- ① 障害者権利条約の批准などに向けた障害者雇用促進制度の見直し【一部新規】
27百万円(11百万円)
- ② 中小企業への支援などの強化や、地域の就労支援力の更なる強化【一部新規】
87億円(82億円)
- ③ 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化【一部新規】
36億円(30億円)
- ④ 障害者の職業能力開発支援の充実 51億円(55億円)
- (2) 工賃向上のための取組みの推進【一部新規】 4.3億円(4億円)

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画(24年度～26年度)」による支援を行う。

特に、平成25年4月から施行される障害者優先調達推進法の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。

第9 施策横断的な課題への対応

1 社会保障に対する国民の理解の推進 3.4億円(3.5億円)

(1) 社会保障教育の推進 20百万円(16百万円)

近年、社会保障に関する国民の理解と協力を得ることがますます重要になっていることから、体験学習を含めた実践的な社会保障教育を試行し、その検証を進めることにより、社会保障教育のより効果的な展開を図る。

(2) 社会保障分野での情報化・情報連携の推進 3.2億円(3.3億円)

社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術的要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。

2 国際問題への対応 145億円(153億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 13億円(15億円)

① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進 8.9億円(11億円)

WHO など国際機関への拠出を通じて、日本の知見に期待が寄せられる高齢化対策や、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（全ての人々が最低限の医療を平等に受けられること）の達成に向けた取組み、アジア・アフリカ地域での感染症対策、食品安全・医療安全対策などの国際協力事業を推進する。

② 国際労働機関(ILO) などを通じた国際協力の推進 4.5億円(3.6億円)

ILO などへの拠出を通じて、その専門性を活かした事業を実施し、「社会的保護の床」(※) 構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力を推進する。

※「社会的保護の床」：国内の状況・発展段階に応じた最低限の社会保障を指す。国連、G20、ILO などで議論が深められてきている。

(2) 高齢化対策に関する国際貢献の推進【一部新規】 41百万円(29百万円)

高齢化対策に関する日本の知見・経験を活用して、アクティブ・エイジング（健康寿命を伸ばし、すべての人々が老後に生活の質を上げられること）に向けた国際貢献戦略の策定、ASEAN諸国との知見の共有と援助ニーズの把握を行う。

(3)外国人労働者問題などへの適切な対応 **24億円(26億円)**

①外国人の適正な就業の促進【一部新規】 **10億円(11億円)**

労働局が主体となって関係機関との連携を強化し、適正かつ安定した就労につながるよう、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。

また、高度外国人材活用のための実践マニュアルについて、企業のニーズに対応した内容に見直し、高度外国人材の活用・定着の促進を図る。

②日系人などの定住外国人に対する職業訓練の推進 **6.6億円(6.5億円)**

就労準備研修について、各地域のニーズを勘案しながら、介護などの雇用創出が見込まれる分野の専門コースを拡充する。

また、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置など定住外国人に配慮した職業訓練を実施する。

③外国人労働者の労働条件の確保 **72百万円(73百万円)**

外国人労働者の労働条件をめぐる相談事例を外国語により情報提供するなど、外国人労働者の労働条件の確保を図る。

④技能実習制度の適切な運用 **4.1億円(4.3億円)**

監理団体や実習実施機関（技能実習生の受入れ機関）への巡回指導、技能実習生への母国語相談などを引き続き実施し、技能実習生が修得した技能の適切な評価を促進することにより、適正で実効ある技能移転を行う。

⑤技能評価システムの移転など職業能力開発分野の国際協力の推進【一部新規】 **2.9億円(3.2億円)**

日本の技能評価システムの開発途上国への移転を引き続き実施する。

また、ASEAN 向けの職業訓練指導員マニュアルの開発・普及など国際機関を通じた協力、職業訓練指導員の能力向上への支援など、開発途上国の人材育成に協力する。

(4)経済連携協定の円滑な実施 **3.7億円(3.8億円)**

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の学習支援を行う。

また、資格を取得できずに帰国した候補者に対し母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施など）を行う。

(参考)【平成 24 年度補正予算案】

○開発途上国向け医薬品開発の促進(再掲)

7億円

日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えし、その成長・発展を図るため、国が資金を拠出する等により、官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行う。

3 科学技術の振興(一部復興)

1, 556億円(1, 525億円)

平成 23 年 8 月に閣議決定された「第 4 期科学技術基本計画」や東日本大震災の教訓などに基づき、復興・再生及び災害からの安全性向上への対応や、医療関連分野におけるイノベーションに重点化して科学研究などを推進する。

特に、東日本大震災からの復興を早期に遂げるため、被災した妊産褥婦や子ども、高齢者等をはじめとする被災者の心身の健康調査やメンタルヘルス相談等の支援対策、被災地の在宅高齢者の暮らしの再生、食品中の放射性物質の基準値策定等の安全性の確保等に関する研究を行う。